第２次

涌谷町地域福祉活動計画

平成 29 年度(2017 年度)～平成 33 年度(2021 年度)

社会福祉法人　涌谷町社会福祉協議会

目　次

地域福祉活動計画の答申を受けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
涌谷町地域福祉活動計画の策定に寄せて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第１章　計画の概要について
１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
２　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
３　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
４　計画の策定手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
５　現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第２章　計画の考え方
１　基本理念
「誰もがその人らしく安心して暮らすことができる地域社会の実現」・・・10
２　活動方針
「学びあおう」「支えあおう」「通じあおう」・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
３　計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
４　計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第３章　活動方針の取り組み
活動方針Ⅰ　学びあおう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
活動方針Ⅱ　支えあおう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
活動方針Ⅲ　通じあおう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

第４章　各種調査について
１　調査概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
２　民生委員児童委員活動調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
３　地域福祉活動調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
４　ヒアリング調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
１　涌谷町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
２　涌谷町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿
３　涌谷町地域福祉活動計画職員検討部会設置要綱
４　涌谷町地域福祉活動計画職員検討部会部会員名簿
５　策定までの経過

地域福祉活動計画の答申を受けて

今、地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少・認知症など、これまで経験したことのない現実に直面しています。したがって、ひとり暮らしや夫婦のみ世帯が増加する中で、住民同士のつながりの希薄化、さらには、経済格差等の拡大も相まって、社会的孤立、生活困窮、介護、子育てに対する不安など複合的な福祉課題が山積しています。

本年度は、社会福祉法が改正されて施行の年であり、かつ、地域包括ケアシステム構築に向けた、新しい総合事業の地域づくりが求められています。

幸いにもこのたび、東北福祉大学の協力を得て、平成２９年度から平成３３年度までの５年間を計画期間とする、「第２次涌谷町地域福祉活動計画」を策定することができました。

今回の策定に当っての意識調査結果からも、だれもが住み慣れた家庭や地域で人とのつながりを実感したり、社会との関わりを持ちながら暮らし続けたいと言う思いを大事にし、地域住民主体のたすけあい活動・見守り活動・世代間交流等の推進、さらには、地域で活動されるリーダーや人材発掘等に力を注いでいきたいと思っております。

本年５月に開設を目指して、ゆうらいふ箆岳地域ケアセンター建設工事に着工いたしましたが、立派な福祉施設が完成し、３月３０日に工事請負業者から引き渡しを受けました。この福祉施設は、団塊の世代が後期高齢を迎える２０２５年を見据え、より身近なところで福祉サービスが受けられる基盤整備をすると共に、箆岳地域の方々がお互いに支え合える交流の場として、また、住みよい地域づくりの拠点として活用されることを期待しています。

最後に、本第２次計画策定に当っては、地域福祉課題解決に向けて、策定委員の方々には、熱心に討議をかさねていただきました。また、専門的な立場からご指導、ご助言を賜りました東北福祉大学　都築光一教授、宮城県社会福祉協議会に深く感謝を申し上げます。

平成２９年３月
社会福祉法人　涌谷町社会福祉協議会
会　長　　小野寺　富雄

涌谷町地域福祉活動計画の策定に寄せて

　このたび多くの町民の方々のご協力を得て、涌谷町地域福祉活動計画を策定することができました。誠に喜ばしい限りです。

　地域社会には、子どももお年寄りも、障害を有する人も介護を必要とする人も、様々な人々が共に暮らしています。そして誰でも幸せに暮らしたいと願っております。地域で生活している人々が共に励まし合い、協力し合いながらこれからの地域社会をともに作っていくためにどのような取り組みをするのかをまとめた計画が、地域福祉活動計画です。

　この計画を策定するために、民生委員・児童委員さん方や区長さん、さらには健康推進員さん方や福祉推進員さんをはじめ、多くの事業所の方々や福祉サービスを利用している方々からご意見を頂戴しました。その声をもとに、社会福祉協議会内部で幾度となく意見交換をいたしまして、具体的な計画内容にまとまっております。それだけにこの計画は、町民の皆さんのために、町民の皆さん方の声が作り上げた計画であると言えます。

　このため今後は、計画された活動等がしっかりと展開されているのかどうか、町民の皆さん方とともに点検していくことが大切になってまいります。そのような点検作業等にしっかり取り組むことによって、町民の皆さん方ひとり一人のための地域福祉活動計画を育てていくことになり、ひいては涌谷町の福祉のまちづくりに通じることになると思います。

　社会福祉協議会がこうした点に関して、お世話役となって皆様方と共に歩むことになると思いますので、涌谷町の地域福祉の推進につながることを願ってやみません。

平成２９年３月
涌谷町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会
委員長　　都　築　光　一

第１章　計画の概要について

１　計画策定の趣旨

２　計画の位置づけ

３　計画の期間

４　計画の策定手法

５　現状と課題

１　計画策定の趣旨

涌谷町社会福祉協議会（以下「涌谷町社協」という。）は、地域福祉の推進を総合的かつ計画的に実施するため、これまでに涌谷町地域福祉活動計画～結ぷらん～（平成 23 年度～平成 25 年度）を始めとする様々な計画を地域住民の皆様とともに策定してきました。これまで、涌谷町社協では「誰もがその人らしく安心して暮らすことができる地域社会の実現」を基本理念として、町民参加、住民主体による地域福祉を推進してきました。

今日、少子高齢化の進行による人口減少、世帯構成の変化による家族の小規模化、雇用情勢の変化等を背景とした地域社会の変化等を背景に、一人ひとりの生活課題や地域社会の課題は増大かつ複雑化しています。そして、これからの課題に応じた福祉関係制度の改正による、より柔軟な地域福祉活動の推進が求められています。特に、介護保険制度の改正においては、地域包括ケアシステムの構築に向け、これまでの制度を中心とした考えから、地域住民が主体的に行う福祉の地域づくりの視点が、仕組みとして取り入れられるようになりました。

こうした中、涌谷町においても、地域には様々な「福祉の課題」が潜在化しており、高齢者や障害者、生活に困窮している方を始めとする要支援者を支えていく体制づくりを住民と共に考え、創り出すことが喫緊の課題となっています。

涌谷町地域福祉活動計画（以下、「本計画」という。）の策定では、これまでの取り組みの成果を踏まえ、新たな課題と涌谷町の地域特性を捉え、地域住民一人ひとりが住みなれた地域において安心して生活ができるよう、共に支え合う町民が主体的に地域福祉活動を推進する活動計画として策定します。

本計画は、これからの地域福祉の推進を、町民・福祉団体・ＮＰＯ・企業・行政などが協働しながら進め、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを様々な行政計画と連携・連動しながら実現をめざすものです。

２　計画の位置づけ

本計画は、計画期間における地域福祉を推進する「基本理念」、「活動方針」に基づき、「実施計画」を明らかにし、町民や地域の多様な団体等の連携・協働による活動を推進していくことをねらいとして作成する、町民の行動計画とします。涌谷町社協の実施する事業については、町民の行動計画を支援する取り組みとして位置づけ、これまで以上に町民参加による地域福祉活動を推進するものとします。

本計画の推進にあたっては、涌谷町が策定した各種計画（地域福祉計画等）と緊密な連携を図り推進するものとします。

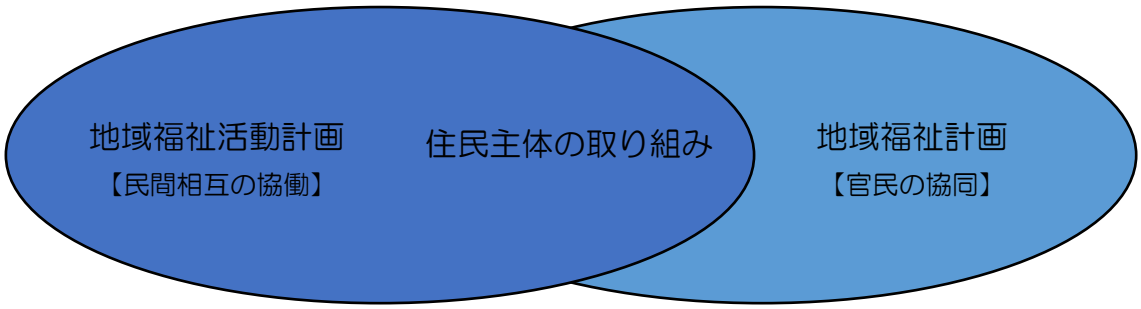

３　計画の期間

本計画は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 カ年計画とします。但し、計画期間内においても、適時、評価・見直しを行うとともに、国や宮城県、涌谷町の動向及び社会経済情勢や福祉制度等の変化により必要となった場合にも見直しを行います。

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
計画策定	→					→
計画期間		→	→	→	→	→

４　計画の策定手法

（１）策定委員会の設置

本計画策定のため、地域福祉活動実践者、学識経験者、保健福祉機関担当者、宮城県社会福祉協議会地域福祉部担当者等から構成する「涌谷町地域福祉活動計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置し、基本理念や活動方針、実施計画などについて、計画の方向性や全体的な検討を行いました。

（２）職員検討部会の設置

本計画策定のため、多様な視点による具体的検討を図るため、「涌谷町地域福祉活動計画職員検討部会」（以下、「検討部会」という。）を設置し、基本理念や活動方針、実施計画などについて、策定委員会が円滑かつ適切に進行されるよう検討を行いました。

（３）民生委員児童委員活動調査・地域福祉活動調査

地域福祉に関する活動や意向を明らかにすることを目的に、民生委員児童委員、行政区長、地域福祉会長、健康推進員代議員に対し、調査を実施しました。
（協力：東北福祉大学 都築研究室）【27 ページ参照】

（４）ヒアリング調査

地域福祉の推進主体としての地域住民、社会福祉を目的とした事業を経営する立場の社会福祉法人、および福祉サービスを必要とする地域住民としての高齢者や障害を有する人に対する調査をインタビュー形式で実施した。
（協力：東北福祉大学 都築研究室）【38 ページ参照】

５　現状と課題

（１）数で見る涌谷町の地域福祉を取り巻く状況

項　目	数値（単位：世帯、人、%）
世帯数・人　口	6,030 世帯・16,908 人（平成 28 年 4 月現在）
行政区数	39 行政区（平成 28 年 4 月現在）
年少人口（15 歳未満）	1,812 人（平成 28 年 4 月現在）
生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）	10,590 人（平成 22 年 4 月現在）
高齢者人口（65 歳以上）	5,395 人（平成 28 年 4 月現在）
高齢化率	31.9%（平成 28 年 4 月現在）
要介護（要支援）認定者数	1,003 人（平成 28 年 4 月現在）
身体障害者手帳交付者数	695 人（平成 27 年 4 月現在）
療育手帳交付者数	169 人（平成 27 年 4 月現在）
精神障害者保健福祉手帳交付者数	79 人（平成 27 年 4 月現在）
生活保護の状況	88 世帯　118 人（平成 26 年 4 月現在）
民生委員児童委員数（定員数）	42 人（平成 28 年 4 月現在）
ボランティア数（団体数・所属人数）	33 団体　603 人（平成 28 年 4 月現在）
小学校数・中学校数・高等学校数	小学校 3 校・中学校 1 校・高等学校 1 校 （平成 28 年 4 月現在）

引用：涌谷町平成 27 年度統計書、平成 28 年度宮城県内市区町村社会福祉協議会便覧

（２）課題の整理

涌谷町の地域福祉を取り巻く状況は、今後も引き続き人口の減少による過疎化が見られること、近隣とつながりのない高齢者、災害時の安全に不安を抱える障害者、育児に悩みを持つ子育て世帯など、地域におけるつながり・支えあいにおける課題も見られます。

その一端を明らかにするため、民生委員児童委員活動調査・地域福祉活動調査、ヒアリング調査を実施し、今後の活動の方向性を明確にすることとしました。

また、以上のような状況を踏まえ、これまでの策定委員会、職員検討部会で出されたご意見等から、本計画を策定する上での、地域福祉の主な課題を、次の３つに整理しました。

地域福祉の主な課題

課題Ⅰ	住民自らが、地域福祉に関心を持ち、 理解が広がり、思いやりの心を育むことが必要

現状Ⅰ

・地域の中で、日頃から身近な人の手助けにつながる学習の機会が必要

・地域の課題を、地域で考える機会や場が必要

・障害に対する理解や、孤立しない子育てへの対応などの理解を広めることが必要

・増加する認知症への理解を広めることが、助けあいにつながる

・福祉サービスを利用していなければ、福祉について考える機会が少ない

・地域の活動に集まるのは、いつも同じメンバーで高齢化も進み、次代の担い手が不足している

課題Ⅱ	住民自らの、活動や交流などへの参加を促進し、 支えあいの広がる地域づくりを進めることが必要

現状Ⅱ

・近所づきあいや住民同士の助け合いの意識が薄れてきている

・多様な世代の人々が交流する場をつくることで、活動が広がる

・どんなボランティアがあるか分からない、きっかけがない

・地域の中に様々な生活課題を抱えている人がいるが、必要な相談機関などにつながりにくい

・隠れた福祉的ニーズや困りごとを、周囲が発見して相談・解決につなげられるネットワークづくりが重要

・支援が必要な人の声にならない声を拾うことができていない

・普段のつながりが、いざという時の力につながる

・顔の見える関係づくりが必要

課題Ⅲ	住民自らが、活動や地域でつながり、 安心して暮らすことのできる地域づくりを推進することが必要

現状Ⅲ

・分野毎の活動のみで他団体と関わりが少ないため、状況を把握できていない

・地域ごとに地域福祉のことを考えるネットワークが必要

・活動者や関係者同士のネットワークが今以上に必要

・活動者や当事者も含めて、できることで協力しあう関係づくりが必要

・行政区単位の活動主体と専門機関がつながりを強くし、地域を支えあう連携づくりが必要

・福祉のサービス（介護保険事業等）と地域の活動が乖離している

・地域の福祉の現状や課題に対する情報が不足している

・広報紙（社協だより等）を通して情報発信しているが読まない方もいる

第２章　計画の考え方

１　基本理念

２　活動方針

３　計画の体系

４　計画の進捗管理

１　基本理念

前章で整理した課題から、本計画の基本理念を以下のようにします。

誰もがその人らしく
安心して暮らすことができる
地域社会の実現

２　活動方針

基本理念の実現に向けて、具体的な取り組みの活動方針を掲げます。本計画の「町民の行動計画」としての位置づけから、地域に潜在する福祉課題の表出化から解決に向けて、町民の主体的な取り組みと住民同士の繋がりによる活動の伝播のためのキーフレーズとして、以下のとおり「学びあおう」「支えあおう」「通じあおう」と掲げます。

また、涌谷町社協の事業や取り組みは町民の主体的な活動を支援するものとして考えます。

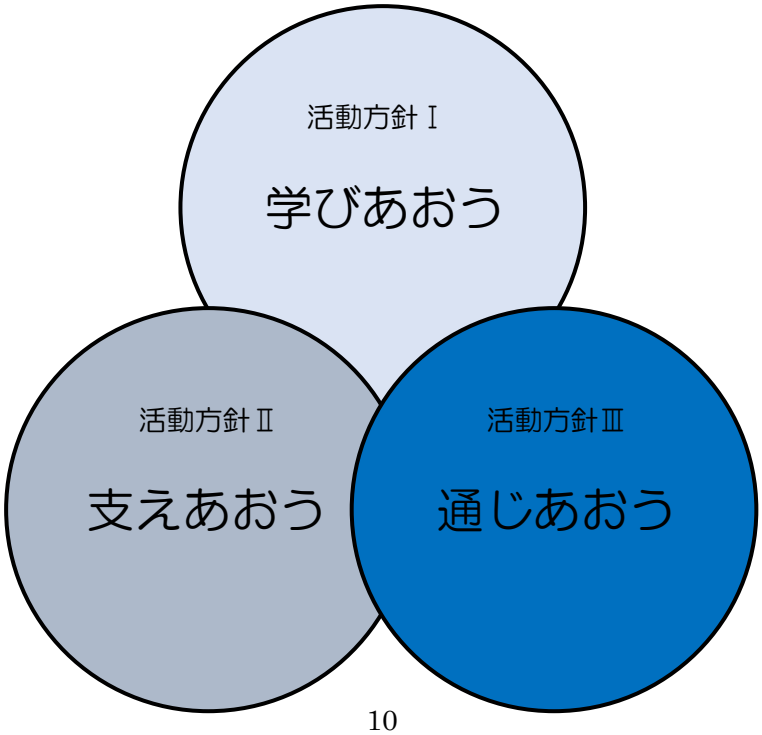

３　計画の体系

基本理念	誰もがその人らしく 安心して暮らすことができる 地域社会の実現		
活動方針	活動方針Ⅰ 学びあおう （研修・福祉学習・人材育成）	活動方針Ⅱ 支えあおう （活動・居場所・生活支援・相談）	活動方針Ⅲ 通じあおう （協働・連携・共有・広報・啓発）
実施計画	1 地域や福祉のことを学ぶ機会の充実 2 地域福祉を担う人材の育成	3 住民同士の支えあいの促進 4 あらゆる生活課題に対応できる相談機能の充実 5 災害時に助け合える体制づくり	6 町民や福祉団体、専門機関、企業等の連携強化 7 地域の情報収集と福祉情報の提供

４　計画の進捗管理

本計画に掲げる基本理念の実現に向けては、活動方針に沿って町民自らの参加と活動を推進するとともに、その活動を支援する涌谷町社会福祉協議会の事業等が確実に実施・推進されているか、十分な効果をあげているか等の観点から、評価・見直しをしていくことが必要です。

評価・見直しの手段として、本計画の策定委員を中心とした「評価・推進委員会（仮称）」を設置し、計画の実効性を高め、地域の実情の変化により即した活動の展開ができるよう年度毎に評価を行います。

また、本計画中の取り組み内容は、可能な限り数値化し、客観的評価ができるよう努めます。併せて、広報紙やホームページを始めとした様々な方法で、本計画の普及啓発を図ります。

計画期間（5 年間）におけるＰＤＣＡサイクル（PLAN（計画） -DO（実行） -CHECK（評価）-ACTION（見直し）は以下のようにすすめます。

29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
実施	評価・見直し（評価・推進委員会により）			計画策定へ

第３章　活動方針の取り組み

活動方針Ⅰ　学びあおう

活動方針Ⅱ　支えあおう

活動方針Ⅲ　通じあおう

活動方針・実施計画の見方

活動方針Ⅰ　学びあおう

実施計画

1 地域や福祉のことを学ぶ機会の充実

2 地域福祉を担う人材の育成

〈活動方針Ⅰの方向性〉

認知症や様々な障害、子育てにおける孤立などを理解しあえる関係づくりのためには、地域や福祉のことを知り、学ぶことが大切です。無関心は、ともすれば地域の困りごととなってしまうこともあります。地域の中で理解が広がることで、支え合いづくりにつながります。

また、学びや理解が、きっかけとなり、地域の福祉活動へつながるような地域の人材育成、開拓を図ります。

【活動方針】

「基本理念」の実現に向けた３つの取り組み方針を記載しています。

【実施計画】

それぞれの基本方針のもと、町民が参加し活動する目標を記載しています。

【活動方針の方向性】

基本方針、実施計画にもとづき、具体的に取り組んでいくことの、 全体的な方向性を記載しています。

【展開の目的】

実施計画をどのように展開していくかの方向性を記載しています。

【具体的な内容】

実施計画を展開するにあたり「地域で取り組むこと」「社協が取り組むこと」を明らかにし、「基本理念」の実現に向けた取り組みを内容によっては具体的な数的目標を含め、記載しています。

【5 年間の計画】

具体的な内容で示した取り組みを計画期間でどのようにすすめるかを記載しています。

実施計画

1 地域や福祉のことを学ぶ機会の充実

（１）展開の目的

身近な地域福祉活動に参加するには、地域の福祉課題を知ることが大切です。身近な地域の様々な福祉課題に対して、地域住民自身ができることで協力しあい、関係機関とも連携しながら解決に向けて取り組むきっかけとして、多様な参集範囲の学びの場（研修会等）を開催することで、地域の福祉力が向上することをめざします。

（２）具体的な内容

〔地域で取り組むこと〕

①涌谷町社協等が企画する研修会等へ積極的に参加します。

②地域住民が身近な環境で学ぶことができる場（サロン活動の中でのミニ講話など）を設けます。

〔社協が取り組むこと〕

①一般町民を対象とした年１回のフォーラム※1 を始め、研修会・講座等※2 を年３回以上開催します。

②涌谷町社協の職員が地域に足を運び、身近な地域の様々な福祉課題に対して、地域住民自身ができることを共に考える機会※3 を全行政区で設けます。

（13 行政区/年）

（３）５年間の計画

全体計画【拡充】	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
地域①	参加	→	→	→	→
地域②	開設	→	→	→	→
社協①	検討	実施	→	→	→
社協②	検討・実施	→	→	検討	

地域住民が取り組むことについては、現在行っている小地域での活動の更なる充実を図ることが大切となります。

社協が行う研修会・講座等については平均 40 名程度の参加を頂けるよう、積極的に広報を行います。

※1【フォーラム】福祉に関する事例発表や討論等を行う場。例）地域福祉フォーラム
※2【研修会・講座等】知識や技能を習熟するための学習の場。例）見守り活動に関する研修会
※3【共に考える機会】例）地域福祉懇談会、出前講座

活動方針Ⅰ　学びあおう

実施計画

1 **地域や福祉のことを学ぶ機会の充実**

2 **地域福祉を担う人材の育成**

〈活動方針Ⅰの方向性〉

認知症や様々な障害、子育てにおける孤立などを理解しあえる関係づくりのためには、地域や福祉のことを知り、学ぶことが大切です。無関心は、ともすれば地域の困りごととなってしまうこともあります。地域の中で理解が広がることで、支え合いづくりにつながります。

また、学びや理解が、きっかけとなり、地域の福祉活動へつながるような地域の人材育成、開拓を図ります。

実施計画

１　地域や福祉のことを学ぶ機会の充実

（１）展開の目的

身近な地域福祉活動に参加するには、地域の福祉課題を知ることが大切です。身近な地域の様々な福祉課題に対して、地域住民自身ができることで協力しあい、関係機関とも連携しながら解決に向けて取り組むきっかけとして、多様な参集範囲の学びの場（研修会等）を開催することで、地域の福祉力が向上することをめざします。

（２）具体的な内容

〔地域で取り組むこと〕

①涌谷町社協等が企画する研修会等へ積極的に参加します。

②地域住民が身近な環境で学ぶことができる場（サロン活動の中でのミニ講話など）を設けます。

〔社協が取り組むこと〕

①一般町民を対象とした年１回のフォーラム※1 を始め、研修会・講座等※2 を年３回以上開催します。

②涌谷町社協の職員が地域に足を運び、身近な地域の様々な福祉課題に対して、地域住民自身ができることを共に考える機会※3 を全行政区で設けます。

（13 行政区/年）

（３）５年間の計画

全体計画【拡充】	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
地域①	参加	→	→	→	→
地域②	開設	→	→	→	→
社協①	検討	実施	→	→	→
社協②	検討	実施	→	→	→

地域住民が取り組むことについては、現在行っている小地域での活動の更なる充実を図ることが大切となります。

社協が行う研修会・講座等については平均 40 名程度の参加を頂けるよう、積極的に広報を行います。

※1【フォーラム】福祉に関する事例発表や討論等を行う場。例）地域福祉フォーラム
※2【研修会・講座等】知識や技能を習熟するための学習の場。例）見守り活動に関する研修会
※3【共に考える機会】例）地域福祉懇談会、出前講座

実施計画

２　地域福祉を担う人材育成

（１）展開の目的

サロン活動、見守り活動、在宅高齢者などへの生活支援活動、ボランティア活動など、地域福祉活動の具体的内容を学ぶことを始め、その学びがどのような場面で、どのように活かされていくかを知ることによって、活動に参加する町民が増えるよう、様々な入門講座やスキルアップ講座などを充実し、人材開拓・育成を図ります。

（２）具体的な内容

〔地域で取り組むこと〕

①学生や中高年の幅広い世代の地域住民が福祉活動に参加することができるよう、地域福祉会を中心に身近な地域での活動へ参加の呼びかけを行い、福祉人材の開拓を行います。

〔社協が取り組むこと〕

①多く地域住民が、地域福祉活動やボランティア活動に興味・関心のある人に対して、活動のきっかけとなるような基礎から学べる講座※1 や体系的に学びがすすめられるスキルアップ講座※2 を年３回以上実施します。開催時間等についても、柔軟な企画を行います。

②現在実施している養成講座※3 についても、継続実施し、受講された方がより地域での活動に繋がるよう地域づくりの視点を内包したフォローアップを行います。

③実際の地域活動や福祉学習を紹介するハンドブック※4 を作成し、地域福祉活動の未経験者の方が地域活動に繋がるように支援します。

（３）５年間の計画

全体計画【再構築】	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
地域①	実施 →	→	→	→	→
社協①②	検討・実施 →	→	→	→	→
社協③	検討 →	→	ハンドブック作成		頒布

研修等への参加による福祉人材の育成は、地域活動を推進するための一助でしかありません。住民同士での日頃からの声の掛け合いが福祉人材の開拓、育成に繋がります。

※1【基礎から学べる講座】例）ボランティア入門講座
※2【スキルアップ講座】例）フォローアップ・スキルアップ講座、ボランティアリーダー研修
※3【現在実施している養成講座】例）介護予防「パワーアップ」リーダー養成講座
※4【ハンドブック】例）地域福祉活動実践報告書集、福祉学習ガイドブック

活動方針Ⅱ　支えあおう

実施計画

3　住民同士の支えあいの促進

4　あらゆる生活課題に対応できる相談機能の充実

5　災害時に支えあえる体制づくり

〈活動方針Ⅱの方向性〉

地域のちょっとした困りごとも、誰かのちょっとした悩みも、みんなで自分のことと考えて、支えあえる関係があることで安心して暮らすことができる地域づくりが実現します。

個別課題は地域の課題であり、制度の狭間にいる生活課題を抱える方が支え合いの輪に入ることができるよう相談・解決につなげられるネットワークづくりを図ります。

また、日頃からの地域の支え合いは災害時に関係機関や地域住民がつながる基盤となります。

実施計画

３ 住民同士の支えあいの促進

（１）展開の目的

地域の様々な福祉課題に対して、涌谷町社協の委嘱する地域福祉会長を始め、自治会、行政区長、民生委員児童委員、健康推進員等を始めとする地域住民同士が関係機関とも連携しながら、行政区単位を基本とした地域づくりに向けて小地域福祉活動を進めることで、地域の支えあいを推進します。

（２）具体的な内容

〔地域で取り組むこと〕

①誰もがその人らしく生活するために、多くの人が繋がり互いの理解が深まるよう住民が集う場※1を月２回以上設けます。

②一人のちょっとした困りごとを地域の困りごと※2として捉え、生活を営む上で支援を必要とする人が地域で自立した生活を続けられるよう支援します。

〔社協が取り組むこと〕

①月２回のサロン活動等が各行政区で実施できるよう、地域の実情に沿った多様な集いの場づくりの支援※3をします。

（年間 936 回（39 行政区×月２回）以上のサロン活動の実施ができるよう支援）

②住民参画による地域の困りごとを支える仕組みづくりを検討します。

③地域の福祉課題に対し、細やかな対応を展開するため、福祉専門職の配置をすすめます。

（３）５年間の計画

全体計画【拡充】	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
地域①②	検討・実施	→	→	→	→
社協①②③	検討・実施	→	→	→	→

居場所づくり、ちょっとした困りごとへの支援は、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域住民が取り組む地域づくりの重要な要素になります。また、居場所ができても「移動手段がなく、そこまで行くことができない」など移動に関する課題もあり、地域住民と涌谷町社協が共に考えて体制づくりに取り組むことが大切です。

※1【住民が集う場】例）サロン、お茶っこのみ会、世代間交流、運動広場
※2【地域の困りごと】例）ゴミ捨て、買い物、電球交換、除雪作業、会話の相手がいない
※3【集いの場づくりの支援】例）活動費助成、モデル地区指定、ふれあい物品の貸し出し

実施計画

４ あらゆる生活課題に対応できる相談機能の充実

（１）展開の目的

制度の狭間や複雑化する福祉課題を抱えた方が、相談や支援につながりにくいという現状から、課題を早期に認識し、整理、解決へつなぐことができるよう、涌谷町社協や行政の福祉課を始め、民間の司法関係の相談窓口※1など多様な相談機関が連携した、包括的な支援体制づくりをめざします。

（２）具体的な内容

〔地域で取り組むこと〕

①見守り活動などを通して、地域で困っている方を早期発見し、人権が侵害されないように、支援が必要な方を地域の民生委員児童委員や涌谷町社協等の相談窓口へ繋ぎます。

〔社協が取り組むこと〕

①生活相談所※2の開設状況を始めとする福祉情報の発信を充実します。また、民生委員児童委員や地域で活動している人々が、活動の中で気にかけている人や地域の福祉課題等について、相談しやすい体制づくりを行います。

②涌谷町社協内部でも制度の狭間にある課題等の共有を図り、地域や行政等への働きかけも含め、解決に向かう仕組みづくりを検討します。

③各種相談機関等の一覧を作成し、包括的な支援体制づくりの一助とします。

（３）５年間の計画

全体計画【再構築】	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
地域①	実施	→	→	→	→
社協①②	検討	検討・実施	→	→	→
社協③	検討	検討	作成	→	→

生活課題を抱える要支援者の中には「生活は大変だが、自分が何に困っているかが分からない」「困っているがどうして良いか分からない」などといった方が多くいます。地域での声掛け、見守り活動により専門機関へ繋ぐことが大切です。

また、ゆうらいふ箟岳地域ケアセンター※3等の身近な地域拠点において、気軽に相談できる環境を整備します。

※1【相談窓口】例）みやぎ生協「くらしと家計の相談室」、日本司法支援センター「法テラス」
※2【生活相談所】涌谷町社協が相談員を委嘱、設置・運営する「よろず相談所」
※3【ゆうらいふ箟岳地域ケアセンター】涌谷町社協が運営する地域の拠点。交流室、デイサービスセンター等。

実施計画

５　災害時に支えあえる体制づくり

（１）展開の目的

災害ボランティア活動の推進に取り組む一環として、民生委員児童委員、自治会、企業、ＮＰＯ、教育関係機関等と災害時に備えたネットワークを構築することが重要です。

平時から、それぞれの団体や機関等の取り組みを共有し、災害時に備えた地域とのネットワークの強化を図ります。

（２）具体的な内容

防災や災害ボランティア活動※1に関する情報交換、活動に関する課題の意見交換を行います。

〔地域で取り組むこと〕

①いざというときの家族の役割、避難場所や連絡方法などを、日頃からよく話し合い家庭で出来る防災対策に取り組むことから、地域内での防災の機運を高めます。

〔社協が取り組むこと〕

①防災や災害ボランティア活動の推進、災害ボランティアセンター※2設置運営を目的とした研修や情報交換を行います。

②涌谷町地域防災計画に即応した体制を取ることができるよう、平時から災害時の避難行動要支援者に対する支援体制の構築、福祉避難所等の整備を行います。

（３）５年間の計画

全体計画【再構築】	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
地域①	実施	→	→	→	→
社協①	検討・実施	→	→	→	→
社協②	検討	→	→	実施	→

活動方針「学びあおう」（地域福祉を担う人材の育成）や「支えあおう」（住民同士の支え合いの促進）などの日頃からの取り組みを充実することにより、涌谷町が定める「避難行動要支援者」の支援体制構築（災害救援福祉マップの整備など）に地域住民等と協力し、災害時の地域の支援体制を強化します。

※1【災害ボランティア活動】風水害などの災害が発生した際に、被災地で支援活動するボランティア

※2【災害ボランティアセンター】
被災地の支援ニーズの把握・整理を行い、支援活動を希望するの受け入れ調整やマッチング活動を行うところ。

活動方針Ⅲ　通じあおう

実施計画

6　町民や福祉団体、専門機関、企業等の連携強化

7　地域の情報収集と福祉情報の提供

〈活動方針Ⅲの方向性〉

地域福祉を推進するためには、身近な地域の中で活動する町民や福祉団体、専門機関同士が連携することが重要です。地域課題やお互いの想い・強みなどを共有し、連携を強化していくなかで、共通の課題に取り組み、地域福祉の活動を広げます。

特に、専門機関や企業等の社会貢献のための活動に対する関心の高まりに応える活動を推進します。

実施計画

６ 町民や福祉団体、専門機関、企業等の連携強化

（１）展開の目的

ボランティア団体・ＮＰＯ・社会福祉法人・企業等、様々な団体・専門機関が地域活動を展開していますが、団体同士がつながる機会が充実しているとは言えない現状があります。地域福祉の充実には、各組織の強みを活かし弱み等を支えあえる組織同士のつながりづくりを図り、地域共生社会の実現を目指します。

（２）具体的な内容

町内のボランティア団体・ＮＰＯ・社会福祉法人・企業・商工会等がつながり大きな力となり、地域と力を合わせることができるよう、地域活動の周知・連携・協働の場づくりを積極的に行い、活動が点から面へと徐々に移り変わるような支援を行います。

〔地域で取り組むこと〕

①ボランティア団体・ＮＰＯ・社会福祉法人・企業等の団体・専門機関がその特性を活かした福祉活動を展開します。

〔社協が取り組むこと〕

①涌谷町社協が中心となり、福祉分野における地域の課題等に対して、町内で活動する組織同士がつながり、新たな活動の創出や連携・協働した活動の展開等、活動が活性化できるような顔の見える関係づくりの場を年２回以上開催します。

②企業や団体等から寄せられる、社会貢献活動への取り組みに関する相談等に対し、取り組み内容や地域のニーズなどに合わせて、町内での活動実施に必要なアドバイスやコーディネートを実施し、支援します。

（３）５年間の計画

全体計画【再構築】	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
地域①	検討・実施	→	→	→	→
社協①②	検討・実施	→	→	→	→

多様な主体が参加する地域に根差したボトムアップ型の協議の場の運営を通して、自治体における「新しい総合事業※1」と「生活支援体制整備事業※2」が連動して展開する地域支援のあり方を考え、共有を図ります。

※1【新しい総合事業】要支援者の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限活かしつつ、サービスを提供する仕組み
※2【生活支援体制整備事業】生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取り組み

実施計画

7 地域の情報収集と福祉情報の提供

（１）展開の目的

住民主体により展開される地域の福祉活動に職員が積極的に出向き、住民との交流を図り、地域の状況や地域課題を把握し、課題解決に向かうなかで、一部の住民（福祉サービスを利用する方など）だけが福祉に関心を持つのではなく、活動の裾野を広げていくために、すべての世代に対し、地域活動・ボランティアの情報を提供し、福祉活動が身近な町づくりをめざします。

（２）具体的な内容

〔地域で取り組むこと〕

①自治体や涌谷町社協、福祉関係機関の広報を自らに関係のあるものとして捉え、隣近所、地域の話題にします。

②行政区単位で福祉に関する情報（広報紙等）を地域住民に対し発信します。

〔社協が取り組むこと〕

①幅広い世代の方に福祉情報を提供するために、ホームページやＳＮＳ※1を活用します。また、地域住民の手元まで届く情報提供として、社協だよりの発行回数・内容の充実、事業毎にチラシ等の作成に努めます。

②地域の活動や各種イベントへ職員が出向いて、地域性に応じた情報の提供やＰＲ活動を行います。

③地域住民が作成する福祉に関する広報紙等の作成を支援（印刷機材・福祉情報の提供）します。

（３）５年間の計画

全体計画【拡充】	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
地域①	実施	→	→	→	→
地域②	実施	→	→	→	→
社協①②③	検討・実施	→	→	→	→

生活に密着した福祉の情報を様々な手段を用いて広報することで、より多くの方の目に触れ、興味を持っていただくことを目指します。

※1【ＳＮＳ】ＳＮＳとは、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイトおよびネットサービス。
例）Twitter、Facebook、Instagram

第４章　各種調査について

１　調査概要

２　民生委員児童委員活動調査（結果概要）

３　地域福祉活動調査（結果概要）

４　ヒアリング調査（結果概要）

１　調査概要

本計画策定に係る調査では「民生委員児童委員活動調査」「地域福祉活動調査」として、地域福祉に関する活動や意向を明らかにすることを目的に、民生委員児童委員、行政区長、地域福祉会長、健康推進員代議員に対し、調査を実施しました。

また、「ヒアリング調査」として、地域福祉の推進主体としての地域住民、社会福祉を目的とした事業を経営する立場の社会福祉法人、および福祉サービスを必要とする地域住民としての高齢者や障害を有する人に対する調査をインタビューという形式で実施しました。

いずれの調査についても、学校法人栴檀学園 東北福祉大学 都築研究室（以下、「都築研究室」の全面的な協力により、調査及び集計が行われ、本計画策定の基礎資料となりました。次ページから 41 ページが都築研究室による調査結果の概要であり、調査結果の全容及び各アンケート調査用紙については、涌谷町社協において閲覧することができます。

２　民生委員児童委員調査（結果概要）

１　調査目的

この調査は、涌谷町社会福祉協議会地域福祉活動計画を策定するために必要な地域課題を把握するため、涌谷町担当の民生委員児童委員を対象として調査を実施するものである。

２　調査対象　　涌谷町担当の民生委員児童委員　42 名を対象とする。

３　調査実施主体　　社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会から調査の委託を受け、東北福祉大学都築研究室が実施する。

４　調査実施時期　　平成 28 年 6 月～8 月

５　調査方法　　質問紙による配票留め置き法

６　調査結果

調査結果の概要は、以下のとおりである。

（１）回答者の属性

表１　民生委員児童委員の三地区別経験年数

問3地区 と 問4経験年数 のｸﾛｽ表

			問4経験年数					
			3年未満	3年以上6年未満	6年以上9年未満	9年以上12年未満	12年以上	合計
問3地区	西地区	度数	5	6	2	3	2	18
		問3地区 の %	27.8%	33.3%	11.1%	16.7%	11.1%	100.0%
	東地区	度数	4	4	1	3	0	12
		問3地区 の %	33.3%	33.3%	8.3%	25.0%	.0%	100.0%
	のの岳地区	度数	4	4	3	0	0	11
		問3地区 の %	36.4%	36.4%	27.3%	.0%	.0%	100.0%
合計		度数	13	14	6	6	2	41
		問3地区 の %	31.7%	34.1%	14.6%	14.6%	4.9%	100.0%

三地区別の民生委員児童委員の経験年数別内訳は、表１のとおりである。6 年未満（２期以内）の委員が 65.8%を占めている。なお、男女別ではほぼ男女比が同比率で、60 歳代が 70%を占めている。

（２）気になる世帯数

表２　地域で気になる世帯数

問3地区 と 問5見守り高齢者世帯 のｸﾛｽ表

			問5見守り高齢者世帯				
			9世帯以下	10世帯～29世帯	30世帯～49世帯	50世帯以上	合計
問3地区	西地区	度数	6	10	1	0	17
		問3地区 の %	35.3%	58.8%	5.9%	.0%	100.0%
	東地区	度数	6	5	0	0	11
		問3地区 の %	54.5%	45.5%	.0%	.0%	100.0%
	のの岳地区	度数	5	3	0	2	10
		問3地区 の %	50.0%	30.0%	.0%	20.0%	100.0%
合計		度数	17	18	1	2	38
		問3地区 の %	44.7%	47.4%	2.6%	5.3%	100.0%

民生委員活動の中で見守りをはじめ、日ごろ気になる世帯数について回答を得た。90%程度の民生委員から、29 世帯以下という回答であった。全体として涌谷町では、全世帯数の 10%程度は、見守りが必要であるという結果となった。同じ調査結果から「要支援」状態にある一人暮らしも全体の 75%の民生委員から回答があった。

（３）活動上の連携

表３　活動上の連携について（複数回答：10 件以上）

地域活動における連携相手					
地区	町内会役員	福祉協力員	他の民生委員	社会福祉協議会	地域包括支援センター
西地区	14	10	10	10	8
東地区	9	4	5	5	5
箆岳地区	5	5	2	4	4

民生委員が地域で活動する際に、連携を必要とする連携相手は表３のとおりである。地域内では「町内会の役員」と「福祉協力員」の２者であった。このほか「隣組長」が５人から回答があった。機関としては「社会福祉協議会」と「地域包括支援センター」となったほか、「介護保険事業所」が１人であった。

連携の方法としては「必要の都度」が 11 人で最も多く、次いで「日常的に連携」が 5 人、「町内会などの集まりのとき」が 3 人であった。

課題とされているのは、「個人情報の取り扱い」が 6 人と「情報共有の範囲」が 5 人であった。

（４）地区内での情報交換

表４　情報交換

問3地区 と 問10情報交換会 のｸﾛｽ表

			問10情報交換会		
			開催している	開催していない	合計
問3地区	西地区	度数	11	7	18
		問3地区 の %	61.1%	38.9%	100.0%
	東地区	度数	3	8	11
		問3地区 の %	27.3%	72.7%	100.0%
	ののの岳地区	度数	2	8	10
		問3地区 の %	20.0%	80.0%	100.0%
合計		度数	16	23	39
		問3地区 の %	41.0%	59.0%	100.0%

表４は、地域福祉に関する情報交換会の開催状況の三地区別内訳である。全体としては 16 人 41%の開催状況であった。開催回数は年に１～２回が 6 人、３か月に１回程度が 5 人で、毎月と 2 か月に１回が４人であった。

（５）地区内での情報交換の話題と課題

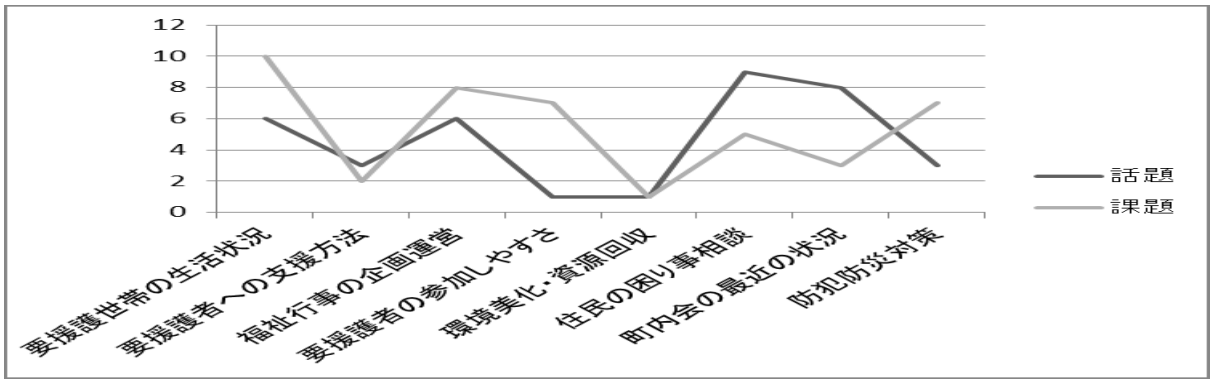

図１　地区内情報交換会の現在の話題と今後の重点課題

図１は、地区内で情報交換され話題となっている内容と、民生委員・児童委員として地区内の課題であると認識している活動との比較図である。

民生委員・児童委員としては、要援護世帯や防犯防災活動など、福祉支援を必要とする地域住民に対する配慮や支援について、関心が高い傾向がある。

（６）力を入れる事業

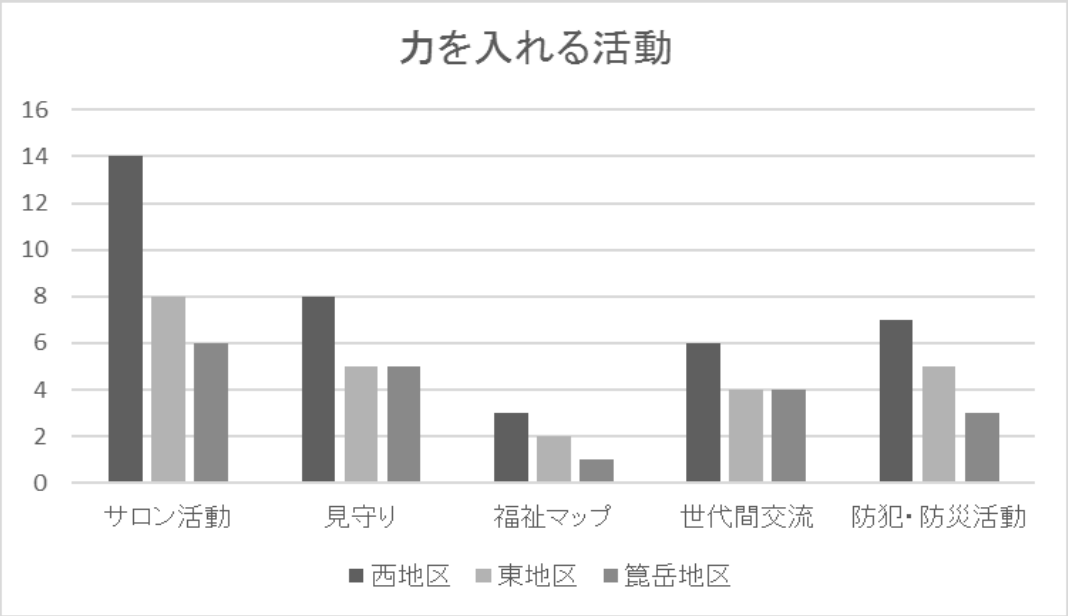

図２　力を入れる活動（主要５事業：複数回答）

各民生委員児童委員に、今後力を入れていきたい活動について、三つ選択して回答を得た結果の主要 5 位までをまとめたのが図２である。この結果から見て、サロン活動、見守り活動、世代間交流、防犯・防災活動の四事業が重要と言う結果となった。

（７）地域福祉に必要なもの

表５　地域福祉に必要なもの

問3地区 と 問23地域福祉にひつようなもの のｸﾛｽ表

			問23地域福祉にひつようなもの				
			ひと	金	情報	思い	合計
問3地区	西地区	度数	11	0	2	5	18
		問3地区 の %	61.1%	.0%	11.1%	27.8%	100.0%
	東地区	度数	4	1	3	3	11
		問3地区 の %	36.4%	9.1%	27.3%	27.3%	100.0%
	のの岳地区	度数	2	0	5	3	10
		問3地区 の %	20.0%	.0%	50.0%	30.0%	100.0%
合計		度数	17	1	10	11	39
		問3地区 の %	43.6%	2.6%	25.6%	28.2%	100.0%

今後の地域福祉の推進に向けて、何が必要と思うか回答を得たところ、表５のとおりとなった。地域福祉は地域住民の主体的な取り組みによってなされる点から考えて、活動するひとと住民を動かしていくその人の思いと情報という回答結果となった。

３　地域福祉活動調査（結果概要）

１　調査目的

この調査は、涌谷町社会福祉協議会地域福祉活動計画を策定するために必要な地域課題を把握するため、涌谷町の行政区を単位とした地域の役職員を対象として調査を実施するものである。

２　調査対象

涌谷町の行政区を単位とした地域の役職員のうち、行政区長、健康推進員、福祉協力員を対象とする。

３　調査実施主体

社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会から調査の委託を受け、東北福祉大学都築研究室が実施する。

４　調査実施時期

平成 28 年 7 月～8 月

５　調査方法

質問紙による配票留め置き法

６　調査項目

基本属性、住民の情報共有状況、地区内の福祉組織、福祉懇談会、その他地区内活動状況、今後の活動意向、地域福祉活動の課題

７　回収状況

行政区長　36 票（92.3%）　健康推進員代議員 30 票（76.9%）　地域福祉会長 36 票（92.3%）

８　結果概要

（１）　基本属性

役職 と 経験年数 のクロス表

			経験年数					合計
			3年未満	3～6年未満	6～9年未満	9～12年未満	12～15年未満	
役職	行政区長	度数	15	11	5	4	1	36
		役職 の %	41.7%	30.6%	13.9%	11.1%	2.8%	100.0%
	健康推進員代議員	度数	22	3	2	0	3	30
		役職 の %	73.3%	10.0%	6.7%	.0%	10.0%	100.0%
	地域福祉会長	度数	13	11	5	4	3	36
		役職 の %	36.1%	30.6%	13.9%	11.1%	8.3%	100.0%
合計		度数	50	25	12	8	7	102
		役職 の %	49.0%	24.5%	11.8%	7.8%	6.9%	100.0%

地区の役職員は、概ね 75%ほどの方々が交代される。長期にわたって役職員を継続する例は多くはない。

（２）住民の情報共有状況

役職 と 広報紙発行 のクロス表

			広報紙発行		
			発行している	発行していない	合計
役職	行政区長	度数	10	24	34
		役職 の %	29.4%	70.6%	100.0%
	健康推進員代議員	度数	9	20	29
		役職 の %	31.0%	69.0%	100.0%
	地域福祉会長	度数	10	25	35
		役職 の %	28.6%	71.4%	100.0%
合計		度数	29	69	98
		役職 の %	29.6%	70.4%	100.0%

地区内広報誌の発行状況は、およそ 30%であった。このうちの 62%が「年 4 回以上発行している」と回答しており、年 3 回以上の場合は 80%を超えている。

（３）地区内の福祉組織

役職 と 福祉部設置 のクロス表

			福祉部設置		
			設置している	設置していない	合計
役職	行政区長	度数	19	16	35
		役職 の %	54.3%	45.7%	100.0%
	健康推進員代議員	度数	17	12	29
		役職 の %	58.6%	41.4%	100.0%
	地域福祉会長	度数	21	15	36
		役職 の %	58.3%	41.7%	100.0%
合計		度数	57	43	100
		役職 の %	57.0%	43.0%	100.0%

地区福祉部の設置状況としては、半数以上から「設置している」との回答があった。構成メンバーとしては、福祉推進員、健康推進員、区長、老人クラブ役員、民生委員などで構成されている。年に 4 回まで開催が多数を占めている。

役職 と 福祉部必要性 のクロス表

			福祉部必要性				
			必要	まあまあ必要	どちらともいえない	あまり必要でない	合計
役職	行政区長	度数	6	4	7	2	19
		役職 の %	31.6%	21.1%	36.8%	10.5%	100.0%
	健康推進員代議員	度数	4	1	8	3	16
		役職 の %	25.0%	6.3%	50.0%	18.8%	100.0%
	地域福祉会長	度数	2	4	8	4	18
		役職 の %	11.1%	22.2%	44.4%	22.2%	100.0%
合計		度数	12	9	23	9	53
		役職 の %	22.6%	17.0%	43.4%	17.0%	100.0%

これに対して「設置していない」と回答した地区のうち、約 40%の 20 地区では必要性を感じており、そのために「地域住民の理解」と「中心となって活動してくれる人」を望む声が多かった。

（４）福祉懇談会（内容については複数回答）

役職 と 懇談会開催 のクロス表

			懇談会開催			
			開催している	開催していない	開催の予定がある	合計
役職	行政区長	度数	22	14	0	36
		役職 の %	61.1%	38.9%	.0%	100.0%
	健康推進員代議員	度数	16	10	2	28
		役職 の %	57.1%	35.7%	7.1%	100.0%
	地域福祉会長	度数	17	17	0	34
		役職 の %	50.0%	50.0%	.0%	100.0%
合計		度数	55	41	2	98
		役職 の %	56.1%	41.8%	2.0%	100.0%

福祉部設置している地区では「開催している」及び「開催の予定がある」という回答であった。開催頻度としては、年に 4 回以上が大半を占めていた。内容は以下のとおり。

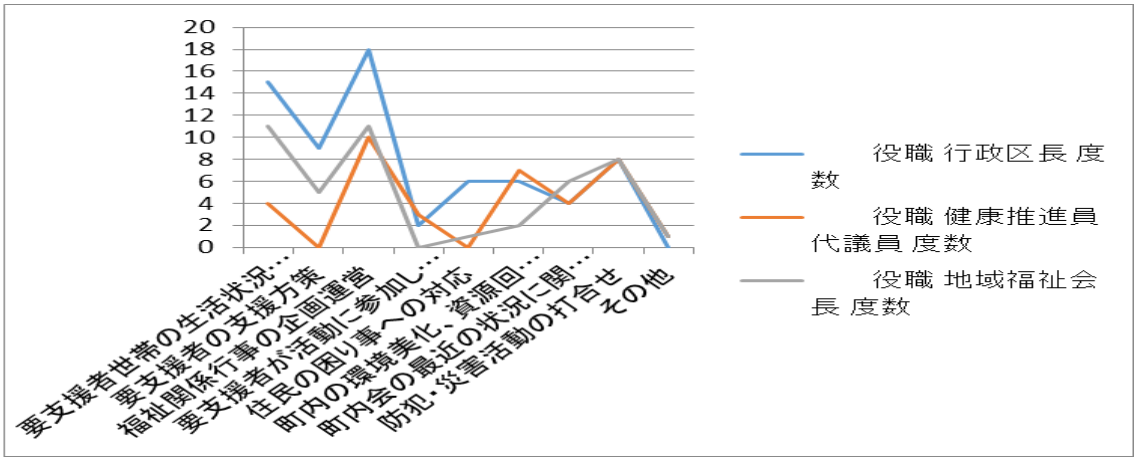

（５）その他地区内活動状況（複数回答）

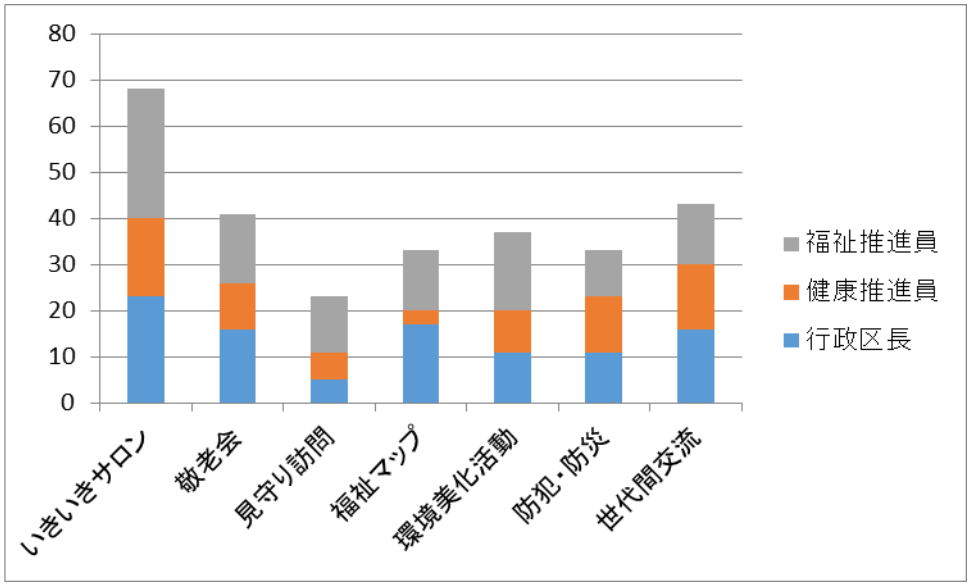

（６）今後の活動意向（複数回答）

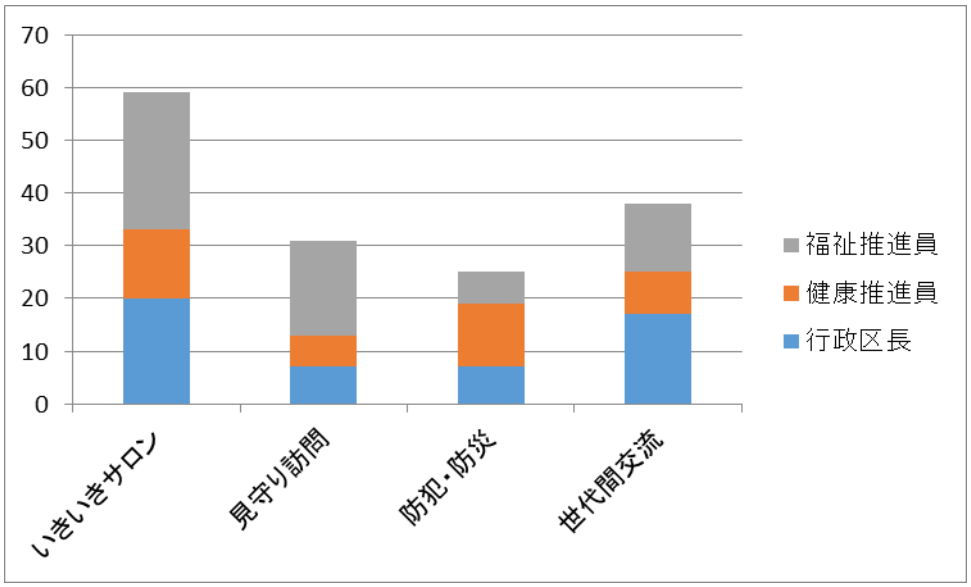

各地区内における活動状況と、今後力を入れていきたい活動の意向を確認した。多数の回答に分かれたので、20 件以上の回答のあったモノだけを抽出した。その結果今後の活動意向に関しては４事業に絞られた。

（６）地域福祉活動の課題

１）現在の課題（複数回答）

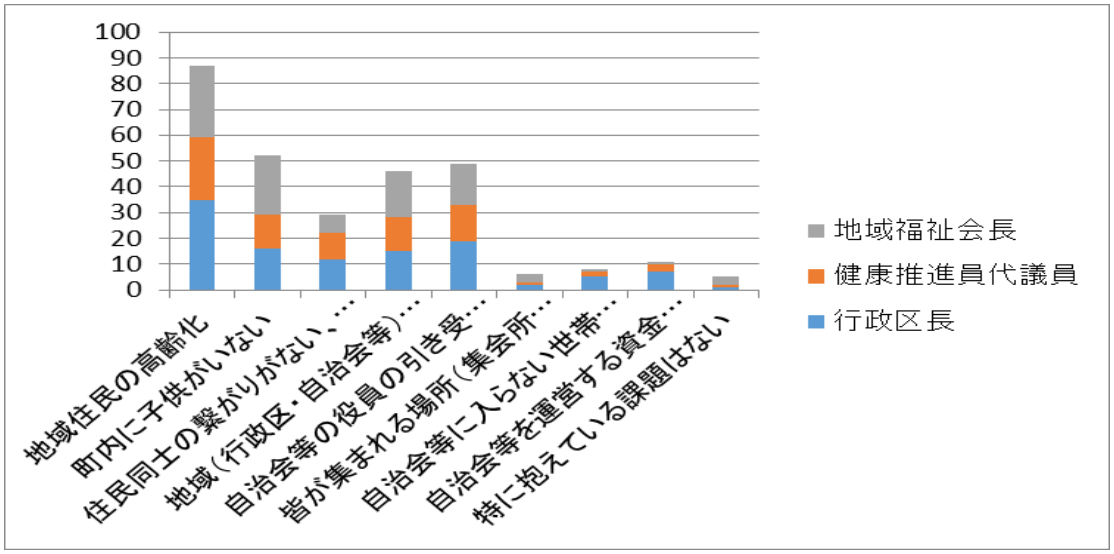

地域福祉活動を推進していく上で、現在課題となっている点をあげてもらったところ、上記のとおり、概ね５点に絞られた。

２）地域活動の担い手（複数回答）

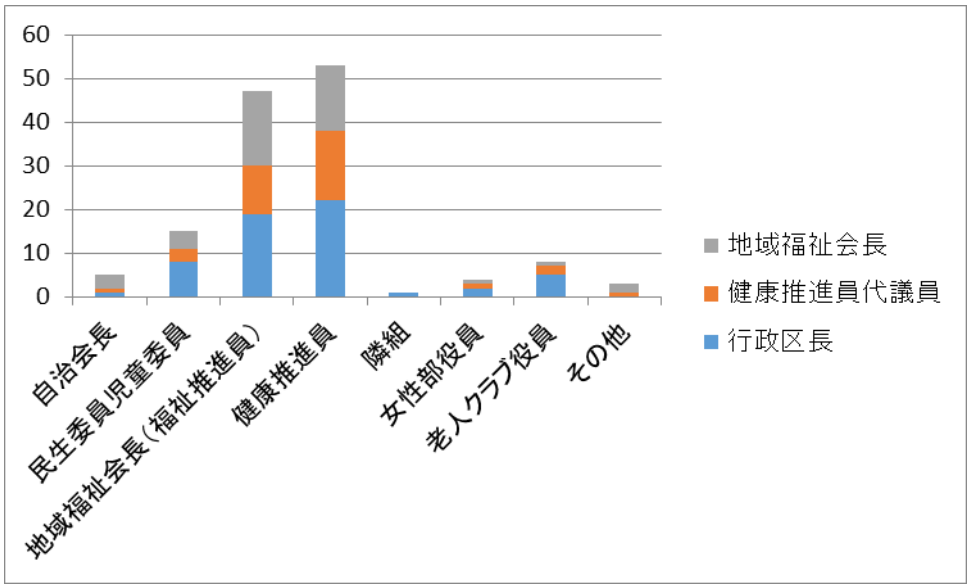

地域における各種福祉活動の担い手について確認したところ、上記結果となり、ほぼ限定されていることがわかる。活動によっても、担い手が様々であることもうかがえた。

３）活動の充実状況

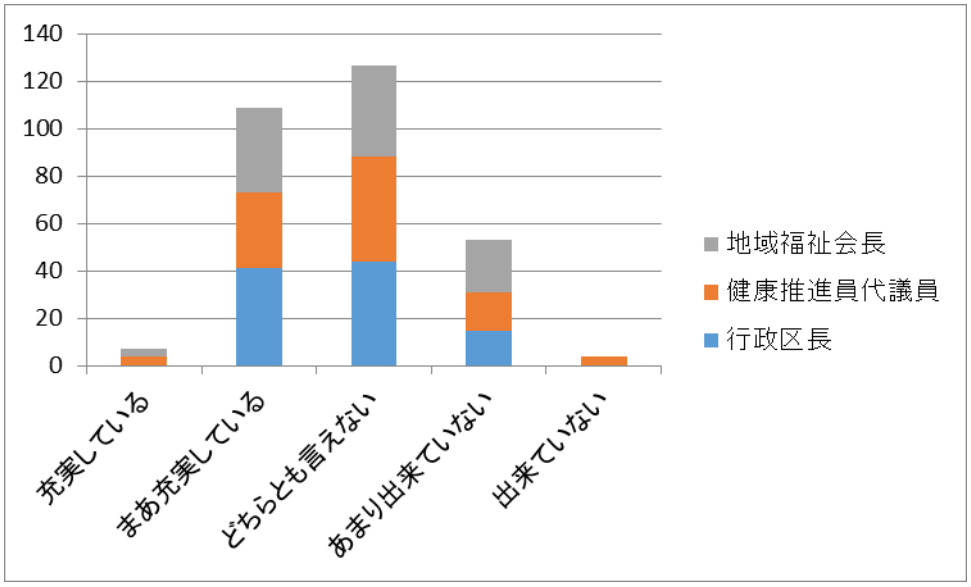

現時点における活動の充実状況は、決して悪くはない。ただし「どちらとも言えない」という回答が、「充実している」「まあ充実している」よりも多いので、活動の在り方の工夫次第で評価が高まるものと思われる。

４）活動の方向性

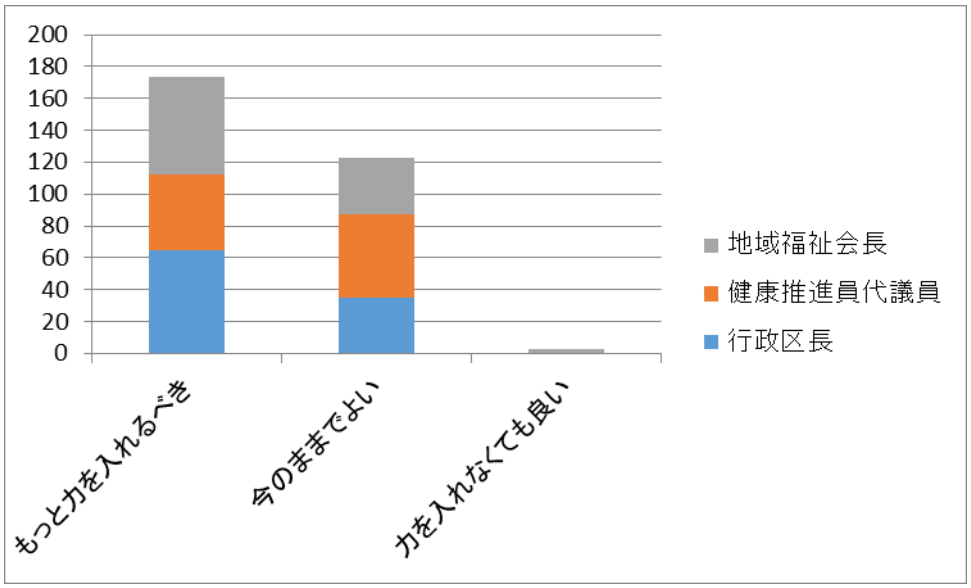

地域福祉活動の方向性としては、約 60%の人から「もっと充実すべき」との結果を得た。充実状況と併せて考えると、活動のあり方を工夫する必要があると思われる。

５）地域福祉活動に必要なモノ

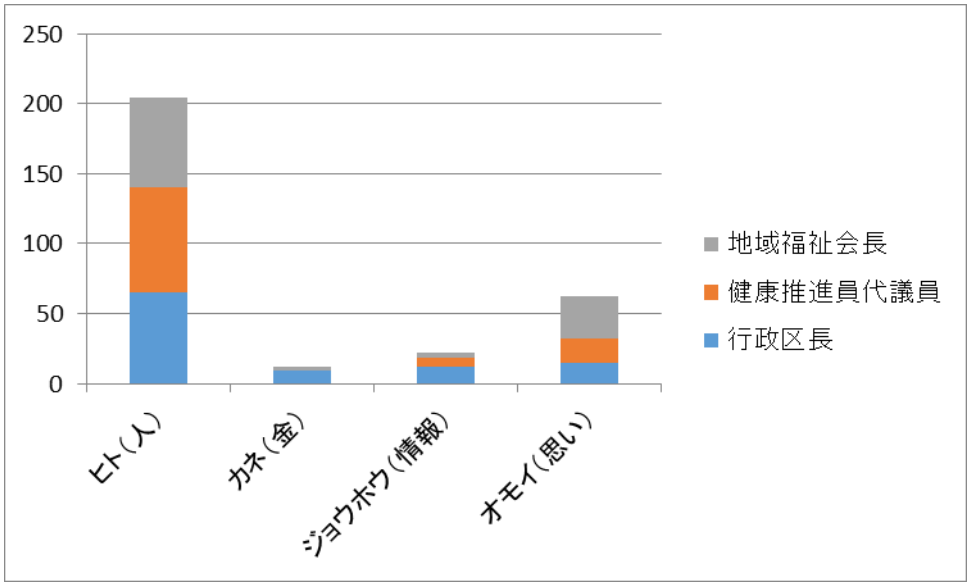

今後の地域福祉推進のために必要なモノとして、「ヒト」と「オモイ」で、98%を占めた。

地域福祉活動の推進のために、しっかりとした考えを持って、活動を推進していく人材（この場合は地域住民の中にと思われる）が必要であるという回答結果であった。

９、調査のまとめ

調査結果からみて、比較的課題は絞られてきていると思われる。これはこれまでの涌谷町社会福祉協議会の活動の展開が、ある程度軌道に乗って実施できてきた結果、関係者間に逆にこれまでできていなかった課題が、共通して認識されてきている結果と思われる。

その内容を以下に列挙する。

①各種役職員が一斉に交代することによって、地域福祉活動が停滞することを防ぐこと

②サロン活動、見守り活動、世代間交流、防犯防災対策の四課題には、今後力を注ぐ必要があること

③②の活動課題に取り組む際には、地域内の活動人材の養成が急務であること

④そのためにも地域内組織化が必要であること

⑤具体化に向け、様々な制度や資源活用のあり方に関して支援が必要と思われること

４　ヒアリング調査（結果概要）

１　調査目的　この調査は、障害者や高齢者が抱える課題やニーズについて、インタビュー調査を用いて明らかにし、もって地域福祉推進に資することを目的とする。

２　調査対象　社会福祉法人 共生の森 職員・利用者　グループホームスローライフ 職員ひまわりケアプランセンター 職員　修紅幼稚舎 職員　地域活動支援センター 職員　特別養護老人ホーム 万葉苑　健康教室 参加者 ゆうらいふデイサービス 職員

３　実施主体　東北福祉大学 都築研究室
岩佐実歩、大川純平、工藤駿、鈴木可奈子、引地みゆき、山田美里

４　調査月日　平成 28 年 8 月 29 日～31 日

５　調査方法　半構造化面接法

６　調査項目　高齢者、障害者、施設に区分し、①現在の地域活動の参加状況　②－1 参加している場合（参加している活動、今後の参加意向、取り組みたい活動）②－2 参加していない場合（参加しない理由、参加できる条件、参加した場合の役割、地域活動に望むこと）

７　調査事項

地域福祉推進のためには、住民の密着性を高めることができるほど、主体的な活動が展開されるのではないかと思われたところから調査項目を設定し、「住民の密着性」について、情報伝達のためのネットワークの構築、地域内のかかわり、幅広い年代の参加、について相違差的定義を行い、項目を設定して調査した。また、福祉サービスを利用している高齢者ほど災害時の支援を必要としているのではないかと考え、調査項目に含めた。

８　調査結果

今回の調査結果の内訳は以下の通りである。(高齢者 : 23 件　障害者 : 7 件　施設 : 4 件)

（１）情報提供とネットワーク構築について

１）高齢者

全体として「社協の活動に参加している」や「活動の場が近所であるため参加しやすい。社協の方などがご厚意で色々と企画してくれているので、今後も継続して参加していきたい」という結果が得られた一方で、「もっと多くの人に地域活動に参加してもらいたい」とか「近所の人など知っている人が参加しているものに参加したい」という意見もみられた。また「参加者の増加、世代間交流、行政からの助成金や開催情報を広めるなどの協力がほしい」という意見もみられた。全体として、現状の活動を維持する意見が、中心となった内容であった。

２）障害者

障害者の方々からは、「地域活動を特に作業を行っている時間帯に設定されるととても参加はできない」「地域の方々ともっとつながりたい」とか「車いすマラソンのような地域交流を行いたい」という意見が多数みられた。なかでも「視覚障害者に対する理解を深めてほしい」という意見は深刻であると思われた。活動内容としては、作業メニューの変化や地域活動の時間設定の工夫についての要望が多く見受けられ、「地域住民とともに、活動の達成感を味わいたい」という声は、活動のあり方の核心の一端を見示すものと思われた。

３）施設

施設では「認知症カフェなど利用者の方と地域住民と関わるような活動を行いたい」とか「地域からニーズを発信したり働きかけを行いたい」のほか「地域住民を巻き込んだ地域全体での避難訓練や災害時に避難場所としての受け入れを行いたい」などの意見が見られた。

まとめ

以上の回答から高齢者は、小さなネットワークの中で地域住民の活動が行われているような回答が見られるものの、行政と社協の働きをあまり実感していないと考えられる。一方障害者は、「視覚障害者についてもっと理解してほしい」という意見にみられるように、障害者に対する理解の不十分な回答が目立った。施設においては、「地域住民の一人として保育園児やグループホーム入居者や専門職としてケアマネージャーなどが役割を果たしている」などの回答にみられた。今後の活動のあり方としては、高齢者から現状維持の意見が多くみられたものの、障害者からは、多くの交流を求める意見が多かった。また施設は、独自の活動を行うのが通例となっており、行政や社協とのかかわりは薄かった。

（２）地域内のかかわり

１）高齢者

高齢者は、いきいきサロンや健康教室、近隣の住民とのお茶会などを通して関わりを深めているようだった。これに対し年齢が高齢であることや、福祉サービスを必要としている高齢者が、「参加しやすい環境が整っていないために関わりをもてていない」という回答も見受けられた。

２）障害者

「地域住民との食事会やスポーツ大会などを通して交流を深めている」という回答があったものの「参加意欲はあるものの周囲のサポートが整ってない」や「障害者に対しての理解がされていないという現実から交流はしていない」という回答もみうけられた。

３）施設

イベント開催時に施設内だけではなく、地域住民にも参加してもらうといったことで交流を深めているようだった。

まとめ

元気な高齢者の地域内活動に関するインタビュー結果は得られるものの、福祉サービスが必要な高齢者や、障害を有した人々からは、地域内交流の意見はあまり見られなかった。

（３）幅広い年代の参加

１）高齢者

「参加者の増加、世代間交流、行政からの助成金や開催情報を広めるなどの協力がほしい」という意見にみられるように、高齢者においては幅広い年代の参加に関する意識が高い。また「特に若い人とのコミュニケーションが不足している」という発言や「老人会に入ってくれる人が足りず、老人会が高齢化している」という発言にみられるように、地域内組織の縮小化や交流のなさなどを危惧する声も見られた。

２）障害者

障害者からは「お年寄りの中ではお茶会などが開かれているようだが、もう少し自分の年代などでもそのような機会が欲しい」という意見に象徴されるように「何らかの機会を通し地域住民と関わることを望んでいる」という回答結果が得られ、障害者からは様々な年齢層の人達との交流をする機会を求めていることが明らかになった。

３）施設

施設の意見としては、地域や地域住民からニーズを発信してほしいという回答があった。

まとめ

幅広い年代の人々と、ともに集い、ともにコミュニケーションを図りたいという意識は、高齢者も障害者も施設にも見受けられた。

（４）福祉サービスを利用している高齢者ほど災害時の支援を必要としている

災害に関して、地域住民としては「自主防災組織があり、避難訓練にも参加している」としながらも「元気な人たちは、自分たちだけさっさと避難して、自分たちはおいて行かれた」という声があったほか「災害時においては、避難は心配ないが震災で倒壊した住居の再建ができず、困っている」という回答もあり、高齢者の置かれた立場での困難が見受けられた。また施設の側としては「災害時に備え、避難場所としての受け入れ準備を進めている」や「災害時に地域住民と協力することで迅速な対応が可能」とする回答から見て、前向きな対応がなされていると思われる。しかしその一方で施設を利用すべき対象者の中から「身体が不自由な為何もできない」とか「台風によって避難指示が出された為避難したが、避難先に椅子がなかった。私は足腰が悪いため、非常につらかった」という回答も見受けられたことから、避難所での対応のあり方が課題と思われた。

９　調査のまとめ

地域福祉推進に不可欠なネットワークに関しては、どの回答も行政や社協がどのような活動を行っているかあまり知っている人が少なく、ほぼ近隣や施設等のネットワークのみでつながっている傾向が見られた。行政や社協と住民・施設等との大きなネットワーク作成には行政や社協の活動を知ってもらうことが足がかりになると考えられる。高齢者においては老人会など集まる機会があることが分かったが、それと同時に会自体の高齢化による参加人数の不足や若い人とのコミュニケーションが不足していることも確認された。障害者や施設においては地域住民と関わる機会が限られていたり、関わりたいが案内や情報が不足していたりといったことを理由に、幅広い年齢層の地域住民との交流が難しい状況である。そのため地域住民との交流を重視した地域福祉活動の仕組みを強化する必要がある。

それを象徴する事態が災害であるが、互いに助け合って避難することとか、避難所での支援対策など、課題とすべき事項があきらかとなった。　　（以下余白）

資料編

１　地域福祉活動計画職員検討部会設置要綱

２　地域福祉活動計画職員検討部会部会員名簿

３　地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

４　地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

５　策定までの経過

1　地域福祉活動計画職員検討部会設置要綱

1　設置目的

この要項は、社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するに当たり、多様な視点による具体的検討を図るため、職員検討部会（以下、「検討部会」という。）を設置し、社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会(第 2 次)が円滑かつ適切に進行されるよう努める。

2　部会構成

（1）検討部会は、涌谷町社会福祉協議会職員 11 名以内及び本会の地域福祉事業に関する見識と関心があり、会長が委嘱することが必要と認めた者で構成し、本会会長が委嘱する。

（2）検討部会に部会長 1 名及び、副部会長 1 名を置く。部会長及び副部会長は部会員の互選によって選出する。

3　設置期間

検討部会の設置期間は、委嘱の日から平成 29 年 3 月（予定）までとする。（第 2 次地域福祉活動計画が策定されるまで）

4　検討事項・報告

検討部会は、活動計画策定に関し多様な視点による具体的検討を通して、社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会第 2 次地域福祉活動計画策定委員会へその成果を報告するものとする。

5　会議

（1）検討部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

（2）部会長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

（3）副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（4）部会長が必要と認めるときは、部会長に部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6　庶務

検討部会の庶務は、本会総務企画課において処理する。

附則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

２　地域福祉活動計画職員検討部会部会員名簿

No.	氏　名	所属・役職	備　考
1	木村純一	涌谷町福祉課　福祉班　班長	
2	佐々木祥子	涌谷町福祉課　包括支援班　班長	
3	布田絵美	宮城県社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉課　地域福祉推進係 主事	
4	千葉徳三郎	涌谷町社会福祉協議会　地域福祉課 係長	
5	大槻裕子	涌谷町社会福祉協議会　居宅介護課 ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟｻｰﾋﾞｽ　主任	
6	西村真由美	涌谷町社会福祉協議会　居宅介護課 居宅介護支援事業所　副主任	
7	中野亜紀	涌谷町社会福祉協議会　居宅介護課 デイサービス　副主任	
8	佐藤真一	涌谷町社会福祉協議会　施設介護課 特別養護老人ホーム　主任	
9	髙橋由典	涌谷町社会福祉協議会　総務企画課 課長	（庶務）
10	稲川雄久	涌谷町社会福祉協議会 地域福祉課　総務企画課　副主任	（庶務）
11	山根拓巳	涌谷町社会福祉協議会 総務企画課　主事兼福祉活動専門員	（庶務）

３　地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（趣旨及び設置）
第 1 条　この要綱は、社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が取り組むべき地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）
第 2 条　策定委員会は、本会会長の諮問に応え、活動計画を専門的見地から調査・検討を行ない、その結果を報告するものとする。

（組織）
第 3 条　策定委員会は、14 名以内で構成し、次に掲げる者のうちから、本会会長が委嘱する。
(1)地域福祉活動実践者
(2)学識経験者
(3)保健福祉機関等担当者
(4)宮城県社会福祉協議会地域福祉部担当者
(5)前各号に掲げるもののほか、本会の経営及び地域福祉事業に関心があり、会長が委嘱することが必要と認めた者

2　この策定委員会に委員長 1 名及び、副委員長 1 名を置く。委員長及び副委員長は委員の互選によって選出する。

（任期）
第 4 条　策定委員会の設置期間は、委嘱の日から策定終了日までとする。

（会議）
第 5 条　策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
2　委員長は、会務を総理し、策定委員会の議長となる。
3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
4　委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第 6 条　策定委員会の庶務は、本会において処理する。

（委任）

第 7 条　この要綱に定めるもののほか、委員会に関し、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

４　地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

No	氏　名	所属・役職	要綱第３条関係	備　考
1	小野　秀一	涌谷町行政区長会 会長	(1)	
2	佐々木　信之	涌谷町民生委員児童委員協議会 理事	(1)	
3	髙橋　ちづ子	涌谷町ボランティアの会 会長	(1)	
4	今野　喜美子	涌谷町老人クラブ連合会 理事	(1)	
5	瀧川　澄江	涌谷町地域婦人会 会長	(1)	
6	亘理　和彦	涌谷町健康推進員協議会 副会長	(1)	
7	後藤　匡人	遠田商工会青年部 副部長	(1)	
8	川崎　健造	涌谷町社会福祉協議会 地域福祉会長【西地区・八雲区】	(1)	
9	安部　高子	涌谷町社会福祉協議会 地域福祉会長【東地区・上町区】	(1)	
10	加藤　澄子	涌谷町社会福祉協議会 地域福祉会長【箆岳地区・吉住区】	(1)	
11	都築　光一	東北福祉大学 総合福祉学部　福祉行政学科　教授	(2)	
12	寒河江　航	社会福祉法人共生の森 事業課　課長補佐	(2)	
13	牛渡　俊元	涌谷町福祉課　課長	(3)	
14	高橋　賢一	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 地域福祉部　次長	(4)	

５　策定までの経過

（１）職員検討部会検討経過

	開催日	内　容
第 1 回	平成 28 年 6 月 30 日(木)	委嘱状交付 部会長・副部会長の互選 地域福祉活動計画について 今後のスケジュールについて アンケート調査について
第 2 回	12 月 13 日（火）	地域福祉活動調査について ヒアリング調査について 地域福祉活動計画の骨子について
第 3 回	平成 29 年 2 月 15 日(火)	涌谷町地域福祉活動計画について
第 4 回	3 月 13 日（月）	第 2 次涌谷町地域福祉活動計画について

（２）策定委員会検討経過

	開催日	内　容
第 1 回	平成 28 年 7 月 5 日（火）	委嘱状交付 地域福祉活動計画策定に向けた研修 委員長・副委員長の互選 地域福祉活動計画について 今後のスケジュールについて アンケート調査について
第 2 回	12 月 15 日（木）	地域福祉活動調査について 涌谷町の地域福祉に関する計画について ヒアリング調査について 地域福祉活動計画の骨子について
第 3 回	平成 29 年 2 月 21 日(火)	涌谷町地域福祉活動計画について
第 4 回	3 月 21 日（火）	第 2 次涌谷町地域福祉活動計画について

涌谷町地域福祉活動計画（第2次）

平成29年度(2017年度)～平成33年度(2021年度)

平成29年（2017年）3月

発行　社会福祉法人 涌谷町社会福祉協議会
〒987-0121　宮城県遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦192
（高齢者福祉複合施設ゆうらいふ）
TEL：0229-43-6661　FAX：0229-43-6670

学びあおう
支えあおう
通じあおう